

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 4 月27日
【会社名】	ウチダエスコ株式会社
【英訳名】	UCHIDA ESCO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長岡 秀樹
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場五丁目 8 番40号
【電話番号】	—
【事務連絡者氏名】	—
【最寄りの連絡場所】	千葉県浦安市北栄一丁目10番 4 号
【電話番号】	047(382)4111
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 久保 博幸
【縦覧に供する場所】	ウチダエスコ株式会社東京支社 (千葉県浦安市北栄一丁目10番 4 号) ウチダエスコ株式会社大阪事業所 (大阪府大阪市中央区和泉町二丁目 2 番 2 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) (注) 大阪事業所は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としてあります。

1【提出理由】

2022年4月26日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年4月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものです。

本株式併合の割合

当社株式399,499株を1株に併合いたします。

本株式併合がその効力を発生する日（効力発生日）

2022年5月31日

効力発生日における発行可能株式総数

36株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は36株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は9株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第11条（単元未満株主の権利）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者のみとなる予定であり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（基準日）の全文を削除するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個） （無効を含む）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	32,363	2,388	0	（注）	可決（93.13%）
第2号議案	32,363	2,388	0	（注）	可決（93.13%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

以 上